

第2回宮城県教育振興審議会 会議録

平成28年4月4日作成

- 1 会議名 第2回宮城県教育振興審議会
- 2 開催日時 平成28年2月19日（金）午後1時30分から午後3時36分まで
- 3 開催場所 県庁 行政庁舎4階 特別会議室 仙台市青葉区本町3丁目8-1
- 4 出席者 別紙「出席者名簿」のとおり《傍聴者3名》
- 5 概要 以下のとおり

(1) 開 会

(2) あいさつ（高橋教育長）

(3) 議 事（議長：平川会長）

- ① 宮城県教育振興基本計画の成果及び課題等について
- ② 本県教育が目指す方向性の検討について
資料1-1, 1-2及び資料2に基づき併せて説明（説明者：伊藤 教育企画室長）

(4) そ の 他

(5) 閉 会

1 開会【司会】

委員の皆様、こんにちは。定刻となりましたので、始めさせていただきますと思います。

本日は大変お忙しいところ、「第2回宮城県教育振興審議会」にご出席を賜りまして、大変ありがとうございます。

はじめに、本日の審議会の成立についてご報告を申し上げます。本日は川島隆太委員、川向真美委員、橘眞紀子委員、堀田龍也委員、村山十五委員の5名から、所用により欠席される旨のご連絡がございました。また、今村委員からは、若干遅れる旨の連絡が入っております。したがって、現在20名中14名の委員の皆様にご出席をいただいております。教育振興審議会条例第4条第2項の規定により、過半数の委員が出席されておりますので、本日の審議会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、本審議会は情報公開条例第19条に基づき公開となっておりますので、ご了承願います。

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。まず、次第及び本日の出席者名簿、座席表の3枚。資料といたしましては、資料1-1, 1-2, 資料2及び資料3のほか、次第に記載しております参考資料をお手元にご用意してございます。

参考資料のうち、「宮城県の教育の現状等について（追加資料）」と記載のあるA4判横組みのものにつきましては、第1回の審議会で委員の皆様からご質問等をいただいたことについて説明した資料でございます。ご確認をいただきたいと思います。

不足の資料がございましたら、お教え願いたいと存じます。よろしいでしょうか。

また、本日はご発言用にマイクを用意しております。発言される際には担当者がマイクをお渡しいたしますので、お知らせ願います。

それでは、ただいまから「第2回宮城県教育振興審議会」を開催いたします。開会にあたりまし

て、宮城県教育委員会教育長、高橋仁よりご挨拶を申し上げます。

2 あいさつ（高橋教育長）

皆さん、こんにちは。教育長の高橋でございます。

開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には大変お忙しい中をご出席いただきました。誠にありがとうございます。

11月に開催しました第1回の審議会におきまして本県の教育の現状などについてご説明させていただき、委員の皆様方からそれぞれの教育に対する思い、あるいはご意見を頂戴したところでございます。

本日は、皆様方からのご意見も踏まえまして、これまでの本県の取組の成果や課題、そして私どもが考える今後の方向性についてご説明させていただき、それらを材料として今後10年間を見据えた「本県の教育が目指す方向性」についてご審議いただければと考えております。

この方向性につきましては、計画を策定する上での根幹となる部分で、子どもたちの将来、そして本県の目指す姿にもつながるものになると考えております。

未来を担う人づくりに向けて忌憚のないご意見を頂戴しますようよろしくお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

【司会】

続きまして、前回、所用のためご欠席されました有限会社伊豆沼農産代表取締役、伊藤秀雄委員に本日はご出席いただいておりますので、一言、ご挨拶をいただきたいと思っております。

伊藤委員、よろしくお願いいたします。

【伊藤委員】

皆さん、こんにちは。今回は所用のため参加できずに、大変申し訳ございませんでした。

私は県北の登米市というところで、農業生産法人を経営しております伊藤と申します。

野鳥がたくさん来る伊豆沼の近くです。もう帰りはじめていますけれども、その伊豆沼の近くでお米と養豚とブルーベリー、畜肉をハム・ソーセージとかに加工し、それを販売する直売所、食べるレストランを農業生産法人ということで経営しております。

最近はその教育ということにも取り組ませていただいているということで、今回、拝命させていただくのは2回目と記憶しております。

私はPTA活動などにはほとんど参加したことがなく、こういう場には一番似合わない人間かと思っておりますが、最近は学校へ行く回数が非常に多いです。地元の小学校がコミュニティ・スクールに指定されておりますので、その委員としてとか、キャリアセミナーの委員として食産業振興課で「伝え人（びと）」として認定していただいております。その役割として、それから、昨年開校した登米総合産業高校の評議員を仰せつかっており、昔、学校に行かなかった分のしっぺ返しかなと思っております。

私が教育に興味を持ったのは、ずいぶん前の話になります。大津の中2いじめ自殺事件のニュースを聞いたとき、何かが違うと。その後に広島での16歳少女リンチ殺人事件があったかと思いますが、少し狂ってきたのではないかと感じるころがあり、動植物の命をいただいて生かされている我々農業者が教育の方に出ていく時期が来た、農村に住む農業者としての立場で意見を述べさせていただければと思っております。先生方のご指導の下で1年間務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

【司会】

伊藤委員、ありがとうございました。

それでは、これより先は平川会長に議事進行をお願いいたします。

—以下議事—

3 議事

【議長】(平川会長)

どうぞよろしくお願ひいたします。

前回は、宮城県の教育の現状についての基本的なご説明をいただき、それについて委員の側からいろいろな補足説明、データの提供等を求めた訳でございます。それらについては、参考資料ということでご用意いただきました。各自参照していただきながら、今後の検討の中に生かしていただければと思います。

今日は、その現状等を踏まえた上で、議事として「宮城県教育振興基本計画の成果及び課題等について」と、「本県教育が目指す方向性の検討について」という二つが挙げられてございます。この両方が密接に関係しているということです。事務局側は併せて説明をしたいということです、そのような運びにしたいと思います。

では、事務局の方でご説明をお願いいたします。

【事務局】(伊藤教育企画室長)

教育企画室長の伊藤と申します。議事の(1)と(2)を併せてご説明させていただきます。資料は1-1と1-2、それから資料2の三点でございます。

はじめに資料1-1をご覧ください。

県では現行の計画において、表紙の目次に記載されております「体系」に基づき、様々な事業を進めてまいりました。ここで事業全てを記載することはできませんので、この資料は主な取組についてまとめております。

表紙をおめくりいただきますと、各ページとも資料の左側に平成22年度から27年度まで、いわゆる第1期計画における「主な取組と成果」、中央と右側に第2期計画に向けた「課題」と「今後の方向性」を記載しております。「課題」と「今後の方向性」の欄には頭に白丸と黒丸がございしますが、白丸については第1期計画から継続する課題や方向性を、黒丸については震災の影響を含め、新たに取り組むべき課題や方向性を示しております。また、例えば3ページの「今後の方向性」のところに網掛けをしている部分がございますが、これは本日、事務局として特にご検討いただきたい項目としてお示ししたものであり、これを資料2に取りまとめてございます。

本日は時間も限られておりますので、資料1-1の詳しい説明については省略をさせていただきますが、資料2の説明の中で資料1-1の内容に触れながら説明をさせていただきます。なお、資料1-2につきましても、第1期計画による取組の成果を数値目標の達成度で表したものであり、年度ごとの傾向も矢印の傾きでまとめさせていただいております。

それでは、資料2「宮城県の教育が目指す方向性検討資料」の2ページをご覧くださいと思います。

はじめに、1として「特に重点的な取組の方向性」を記載させていただきました。これは、事務局として第2期計画において特に重点的に取り組むべきものと考えている事項であります。それぞれの項目名の下には、資料1-1と前回ご説明した資料4、教育の現状等の関連ページを記載しており、その下には大綱における「現在の方向性」も併せて記載しております。

それでは、はじめに「志教育」についてご説明いたします。「志教育」は本県の人づくりの根本・土台であると考えており、震災後は宮城の復興を支える人材育成の視点も踏まえて取り組んでまいりました。例えば、参考資料としてお配りした『みやぎの先人集 未来への架け橋』を作成し、様々な場面で活用しながら「志」について考えてもらっています。また、推進地区を指定し、小・中・高等学校などの連携を意識しながら、地域それぞれが「志」の意義を考えて様々な取組を行っております。このような取組を踏まえて、「社会」に踏み出す高校生に対しては、希望する進路の実現に向け、キャリアアドバイザーを活用した進路相談やインターンシップ受入事業所の紹介、教師や医師を志す生徒への支援、そして地域産業界と連携した産業人材の育成などを進めてきました。

今後も地域産業界や関係機関などと一層の連携を図りながら、「みやぎの志教育」を確実・着実に進めていきたいと考えております。

このことから、検討の視点としては、「志教育」の取組を引き続き進める上で、勤労観、職業観を育てるキャリア教育のみならず、道徳を含む人格形成や有権者教育など、「新たに求められる人づくりの方向性」についてご意見をいただきたいと思います。

次に、「いじめ・不登校への対応」及び「心のケア」についてでございます。これらは本県の最重

要課題の一つとなっております。現在、いじめ、不登校等対応については、教育相談の充実や関係機関のネットワーク構築など、学校へ復帰できるよう支援するとともに、児童生徒の心のケアにもきめ細かく対応するなど、長期的・継続的な支援体制の充実を図ることとしております。主な取組としては、スクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカー、訪問指導員を拡充し、教育相談体制の充実を図り、また、退職教員や警察官OB等の生徒指導サポーターの配置、みやぎ心のケア支援員やボランティア、児童精神科医などによる専門的・多面的な支援を行ってきました。

「心のケア」を継続的に行える体制が整うことは、児童生徒にとって大切ですので、市町村が行う相談窓口の拠点整備を行うほか、いじめ・不登校には「いじめ・不登校等対策支援チーム」を新たに立ち上げ、直接的・能動的に学校を支援し、事後的な対応だけでなく、「いじめ・不登校等を生まない学校づくり」を進めていくこととしております。

検討の視点としましては、このような取組を進める上で、児童生徒等の心のケアやいじめの根絶、不登校の解消に向け、「実効性のある支援とするために重要な観点」についてご意見をお願いしたいと考えたものでございます。また、いじめや不登校の未然防止に向けて、志教育の有効性についてもご意見をいただきたいと思っております。

3ページをご覧ください。「防災教育」でございます。あの震災を踏まえ、「児童生徒の災害対応能力の育成」や「学校と地域が連携した防災体制の強化」に取り組むこととしており、平成24年10月に「みやぎ学校安全基本指針」を策定したほか、防災教育副読本を作成するとともに、防災教育等を推進する教員の養成や地域と連携する組織づくりに努めてきました。

今後の方向性として、まず、この4月に多賀城高等学校に災害科学科を開設し、人の命と暮らしを守るための人材育成をスタートさせます。同校は、防災教育のパイロットスクールとしての役割が期待されており、学校・家庭・地域の連携による防災教育・防災体制の充実を図り、その取組を県内の他の高校にも波及させていきたいと考えております。

これらを踏まえ、検討の視点としましては、県全体での防災教育の充実を図る中で、震災の風化防止や人材育成の観点も踏まえ、「地域の防災力の向上」につながる方策などについてご意見をいただきたいと考えております。

以上が重点項目となります。

次に、「2 各分野の取組の方向性」について、はじめは「学力向上」についてであります。現在の方向性ですが、記載のとおり、教員の資質向上、基本的な生活習慣や学習習慣の定着を促し、児童生徒の学習状況を適切に把握するとともに、学力向上の取組を進め、「確かな学力の定着」を図ることとしております。これまで、例えば学校が開催する授業研究会へ指導主事を継続して派遣したり、参考資料にお付けした「学力向上に向けた5つの提言」の実践化を促すとともに、本県の課題である算数・数学の学力向上対策については授業の進め方の実践例である「算数・数学ステップ・アップ5」を示し、活用を促すなど、様々な形で教員の教科指導力の向上を図ってきております。また、児童生徒の学力・学習状況を把握し、全国調査と連動させた検証改善サイクルを各学校に構築するなど、学力向上に取り組む「学校」への支援にも取り組んでまいりました。

今後の方向性として、児童生徒が受け身でなく、自ら考えることができる授業への転換を進めるため、アクティブ・ラーニングなど、求められる授業について教員の理解を深めていくとともに、これまで行ってきた学力向上関連の事業の成果を踏まえ、相乗効果が生まれるように、それぞれの事業の関連を見直していきたいと考えております。

この方向性を踏まえ、検討の視点としましては、これらの学力向上の取組を行っていく上で、知・徳・体のバランスの取れた力の育成や生涯教育の観点も踏まえ、「『学力向上』をどのような観点で進めていくか」という点について、ご意見をお願いしたいと考えております。

次に4ページをご覧ください。「伝統・文化の尊重」と「国際理解を育む教育」についてであります。現在の方向性として、自国や郷土の歴史への関心を高め、理解を深める教育の推進や、他国の文化、生活習慣等を理解し尊重して共に生きていくための能力や態度を育成することとしており、これまで主な取組として、郷土の歴史を伝える貴重な和古書類などの一般公開や、歴史・防災・ICT教育などを進めるため、東北歴史博物館において「歴史と災害学びのシアター」の整備などを行ってまいりました。また、小・中・高等学校へのALTの配置や、「みやぎ高校生異文化交流事業」、「スーパーグローバルハイスクール事業」などの実施により、異文化への理解の機会の拡充や、将来、国内外で活躍できるグローバル人材の育成に努めてきたところであります。

検討の視点としましては、これらの取組を引き続き行っていく上で土台となる郷土を愛する心に

ついて、その教育的効果や、「地方創生」の観点及び国際理解を育む基盤づくりを視野に入れ、宮城の子どもたちに「郷土を愛する心をどのように培っていくか」という点についてご意見をいただきたいと考えています。

次に、「ICT教育」についてご説明いたします。現在の方向性としましては、ICTを活用した学習活動の展開や情報活用能力の育成、情報モラル教育の推進を掲げており、これまで主な取組として、高度情報化社会に対応する児童生徒を育成するため、平成25年3月に「みやぎの教育情報化推進計画」を策定し、情報化推進リーダー研修会や学校運営支援統合システムの整備などの取組を行ってまいりました。

今後の方向性としましては、ICT教育を進めるためのインフラ整備や、県及び市町村教育委員会が一体となった取組を推進するとともに、教員のICT活用指導力や機器整備の実態を踏まえ、ICTを活用した授業スタイルである「MIYAGI Style (みやぎスタイル)」を推進し、段階的かつ計画的なICT教育環境の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

この方向性を踏まえ、検討の視点としましては、これらの取組を通して「教員のICT活用指導力の向上や機器整備を進めていく上での留意点」について、ご意見をいただきたいと考えております。

次に5ページをご覧ください。「体力・運動能力の向上」についてであります。現在の方向性としましては、子どもたちがスポーツに親しみ、自ら体を動かそうという意欲を引き出す取組を進めるとともに、地域と連携した学校体育と運動部活動に取り組むこととしており、これまで主な取組として、体力・運動能力調査の継続的な実施や、「みやぎっ子元気アップエクササイズ」の指導、「Webなわ跳び広場」の実施などに取り組んでまいりました。

今後の方向性としましては、各学校において多様な運動の経験を積ませることを通し、「運動が好き」な児童生徒を増やすとともに、運動意欲向上及び運動習慣の確立を図ってまいりたいと考えています。

この方向性を踏まえ、検討の視点としましては、「子どもたちの運動やスポーツが好きな気持ちを、実践にどのように結び付けていくか」という点についてご意見をいただきたいと考えたものであります。

次に「特別支援教育」についてご説明いたします。現在の方向性としましては、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことのできる環境づくりを進めるとともに、特別支援学校の狭隘化への対応や相談・支援を行う体制の整備、県民の理解促進や就労に向けた支援の推進を掲げており、これまで主な取組として、校内支援体制の整備のほか、モデル地区における発達障害早期支援事業の実施や、発達障害のある生徒を支援するためのサポートブックの作成などに取り組んでまいりました。また、既存校舎の改築や校舎の新築を行うなど、施設の整備も進めてきたところであります。

今後の方向性としましては、「個別の教育支援計画」の作成と活用のための研修の充実や、高等学校を対象とした研修内容の工夫、関係機関との連携やネットワークの構築のほか、施設・設備の計画的な整備を進めてまいります。

この方向性を踏まえ、検討の視点としましては、障害のある子どもへの支援と併せて、共生社会の実現に向けて、「障害のない者への障害に対する理解」をどのように進めていくかという点についてご意見をいただきたいと考えています。

6ページをご覧ください。「教育環境の整備」についてであります。現在の方向性としましては、学校施設の復旧・再建や児童生徒が安全で安心して学べる環境づくりとともに、地域の復興の方向性などを踏まえながら、教育環境の整備に取り組むこととしており、これまで主な取組として、被災した91校の県立学校の復旧に取り組んだほか、市町村立学校や私立学校施設の災害復旧支援を行ってまいりました。また、地域のニーズを踏まえた学校づくりのため、平成22年3月に「新県立高校将来構想」を策定し、社会の変化に的確に対応した学科編成・学校配置を進めるため、学校再編等を推進してきたところであります。

検討の視点としましては、少子化が進むことなどにより高校の再編等が今後も考えられますが、一方で、地域における高校には、生涯学習の視点などから新たな役割も考えられます。地域のニーズを踏まえた「魅力ある学校づくり」を進めるにあたり、「求められる学校像」についてご意見をお願いしたいと考えています。

次に、「教員の指導力及び資質の向上」についてご説明いたします。現在の方向性としましては、

教育水準を向上させるため、総合的に教員の指導力及び資質の向上を図ることとしており、これまで主な取組として、教員の経験段階やライフステージに応じた研修の実施、県内の大学が抱える専門的知識人を活用した校内研修等の支援などに取り組んでまいりました。

今後の方向性としましては、教員の基本的な指導力の向上や最新の教育方法、教育課題等に適切に対応していくため、教員研修の充実と整理を図るとともに、教員の指導力の継承に向けて研修体系を見直すほか、採用選考の工夫・改善や人事評価制度の見直しなどを行ってまいりたいと考えております。

この方向性を踏まえ、検討の視点としましては、教員の授業、生徒指導等に関する高度な教育的実践力やその基盤となる資質の向上を図っていく上で、特にどのような観点に着目し、「教員の資質能力」を伸ばしていけばよいかという点について、ご意見をいただきたいと考えております。

次に、「開かれた学校づくり」についてご説明いたします。現在の方向性としましては、地域に開かれた学校づくりや、社会人を活用した教育内容の充実を図ることとしており、これまで主な取組として、専門アドバイザーとの学校経営相談会や、各県立高等学校における学校評価の実施、キャリアアドバイザーなどを活用し、学校外の教育資源の活用にも取り組んでまいりました。

今後の方向性としましては、学校評価研修会の内容の充実や、評価結果の積極的な情報発信に努め、学校経営の透明化を図るとともに、学校評議員等の地域人材による学校運営への参画を促進してまいりたいと考えています。

この方向性を踏まえ、検討の視点としましては、学校を地域活性化の拠点とする「地域とともにある学校」づくりを進める上で、「目指すべき学校と地域の関係」について、ご意見をいただきたいと考えております。

7ページをご覧ください。「学習環境の整備充実」についてであります。現在の方向性としましては、老朽化した県立学校の計画的な改修などのほか、市町村立学校の早期耐震化への働きかけを行うとともに、経済的理由により修学が困難な高校生等に対する支援を行うこととしており、これまで主な取組として、県立学校施設の改修や市町村立学校施設の早期耐震化への支援とともに、備蓄倉庫の整備などを進め、県立学校における防災機能の強化を推進してまいりました。また、経済的理由により修学が困難な児童生徒や被災した児童生徒に対しては、奨学資金等の貸付による修学支援を行っているところであります。

検討の視点としましては、これらの取組の中でも特に、全国の子どもの貧困率が高まる中、学びのセーフティーネットの構築に向けて、子どもたちの教育格差につながる「貧困問題への対応」についてご意見をいただきたいと考えたものであります。

次に、「幼児教育」についてご説明いたします。現在の方向性としましては、幼児期の教育の質の向上に向けて、幼稚園教員などの資質の向上や、幼児教育から小学校教育への円滑な移行。また、幼児期における「学ぶ土台づくり」の形成に取り組むこととしており、平成23年3月に「学ぶ土台づくり」推進計画を策定し、連絡会議の設置や親の学び研修会、高校生に対する親になるための推進事業の実施などにより普及啓発を図ってまいりました。また、幼児教育から小学校教育への円滑な移行を図るため、連携推進地区における実践研究の成果の普及や合同研修会の開催などにより、望ましい連携体制の確立を図ってきたところであります。

今後の方向性としましては、「学ぶ土台づくり」の更なる普及啓発に向け、関連する各種事業を横断的かつ一体的に推進するため、新たな幼児教育の推進体制について検討を進めるほか、幼児期と児童期の接続を意識したカリキュラムの作成を進めてまいりたいと考えています。

この方向性を踏まえ、検討の視点としましては、『「学ぶ土台づくり」の形成』に取り組む上で着目すべき観点や、幼稚園、保育所、小・中・高等学校の接続や一貫性のある教育を意識した「学校段階間の連携」について、ご意見をいただきたいと考えています。

8ページをご覧ください。「家庭・地域における教育」についてであります。現在の方向性としましては、家庭の教育力の向上や体験活動の機会の充実、子どもの安全の確保に取り組むこととしており、これまで主な取組として、宮城県版親の学びのプログラム「親のみちしるべ」などを活用し、家庭教育や子育てに関する情報及び学習機会の提供を行ってきたほか、「子育て支援を進める県民運動」の推進や、子育てを支援する人材の養成などに取り組んでまいりました。また、待機児童解消に向けた保育所等整備への支援や、放課後子ども教室推進事業の実施など、安心して育児ができる環境づくりに取り組んでまいりました。

今後の方向性としましては、子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、親や家庭を社会全体

で支えていく必要があることから、引き続き県民運動を展開し、地域社会全体での子育て支援の機運醸成を図ってまいりたいと考えております。また、震災以降、規則正しい食習慣や外遊びの重要性がますます高まる中、スマートフォン等の使用に係る注意喚起も含めて、社会総がかりで子どもたちの基本的な生活習慣の定着促進に取り組んでまいりたいと考えております。

この方向性を踏まえ、検討の視点としましては、特に「関心が低い家庭に対する働きかけ」や、スマートフォンやテレビなどの「メディアとの付き合い方」をどう考えるかという点について、ご意見をいただきたいと考えております。

次に、「協働教育」についてであります。現在の方向性としてしましては、子どもの成長を社会全体で支えていく仕組みづくりを進めることとしており、これまで主な取組として、協働教育推進事業の実施により、家庭・地域・学校が連携・協働し、地域全体で子どもを育てる体制の整備を図ってまいりました。また、企業・団体等と連携し、子どもの教育活動を支援する「みやぎ教育応援団事業」に取り組んでいるほか、スクールガード養成講習会の開催など、地域ぐるみの学校安全体制の整備を図ってきたところであります。

今後の方向性としてしましては、協働教育の推進に向けた人材育成の充実に取り組むとともに、子ども・若者の参画を促進し、コミュニティづくり・地域おこしの核となる協働教育の推進を図ってまいりたいと考えております。あわせて、協働教育が進めてきた家庭・地域・学校の協働の仕組みを、「志教育」など、学校教育の支援にもつなげてまいりたいと考えています。

この方向性を踏まえ、検討の視点としましては、コミュニティ・スクールの推進や社会に開かれた教育課程の編成など、学校に求められている新しい教育課題に「協働の仕組みをどのように生かしていくか」という点についてご意見をいただきたいと考えております。

9ページをご覧ください。「生涯学習」についてであります。現在の方向性としてしましては、県民のニーズに対応した学習機会の提供や、その成果を生かす機会の充実、そして地域の教育資源である人材の発掘などに取り組むこととしており、これまで主な取組として、みやぎ県民大学を展開し、県民に多様な学習の機会を提供するとともに、地域において生涯学習活動を推進する人材の育成を図ってまいりました。

今後の方向性としてしましては、学習環境や学習ニーズの変化に対応するため、地域の学校施設の活用も含めて、みやぎ県民大学の在り方について検討するほか、学習の成果を実践に生かせるように取り組んでまいりたいと考えております。

検討の視点としましては、「多様な学習機会の提供」や「人と人のネットワーク形成の促進」、そして学びの成果が活動を生み、さらに新しい学びにつながる「学びと実践の循環」をつくるためにどのような施策を展開していくかという点について、ご意見をお願いしたいと考えております。

次に、「文化・芸術」についてであります。現在の方向性としてしましては、優れた芸術の鑑賞機会の充実や、発表や交流の場の提供、また、文化芸術による地域づくりを目指すこととしており、これまで主な取組として、美術館において国内外の優れた美術作品の鑑賞機会を広く県民に提供するとともに、東北歴史博物館では、宮城・東北の歴史と文化の紹介や、生涯学習の拠点としてより深く歴史を学べる各種講座、体験教室などを実施してまいりました。

今後の方向性としてしましては、文化財をただ後世へ保存し引き継ぐだけでなく、日本遺産等への認定を目指すなど効果的に活用するとともに、平成29年度に本県で開催される「全国高等学校総合文化祭」も契機として、地域の芸術文化活動の活性化を進めてまいりたいと考えております。

この方向性を踏まえ、検討の視点としましては、「文化・芸術の果たす役割」について、地域コミュニティの再生や心の復興、将来を担う子どもたちの教育という観点も踏まえ、ご意見をいただきたいと考えております。

最後に、「スポーツ」についてご説明いたします。現在の方向性としてしましては、県民総スポーツ社会の実現に努めるとともに、競技スポーツ選手の育成を目指すこととしており、これまで主な取組として関係機関と連携し、総合型地域スポーツクラブの設立や活動の支援などを行ってきたほか、「宮城ヘルシーふるさとスポーツ祭」の開催など、活動の場の充実に向けた取組を行ってまいりました。また、競技スポーツの選手育成強化や支援体制の整備のため、平成29年度に開催される「南東北インターハイ」に向けた選手育成や、ジュニアアスリートの発掘・育成、県有スポーツ施設の整備などを行ってきたところであります。

今後の方向性としてしましては、これらの取組に加え、県内スポーツ関係団体との連携を更に強化し、課題の整理や新しい取組の充実を進めるとともにスポーツボランティアの育成などを行ってまいり

たいと考えております。

この方向性を踏まえ、検討の視点としましては、平成29年度の南東北インターハイや平成32年度の東京オリンピック・パラリンピックなどを契機として、今後どのように「県民のスポーツへの関心と意欲」を高めていくかという点について、ご意見をいただきたいと考えております。

事務局でお示した検討の視点は以上となりますが、これら以外も含め、様々な角度からの委員のご意見をお願いしたいと考えております。よろしくお願いたします。

【議長】(平川会長)

ありがとうございました。資料1と2のご説明をいただきました。資料1に網かけをして示された部分を取り出したものが資料2。資料2にはかなりたくさんの項目がございますが、それらについて重点的に委員の方々のご意見をいただきたいということでございます。

資料2の1ページ目、表のところをご覧いただきたいと思います。皆さんお分かりのように、「宮城県教育振興基本計画」は中間段階です。それと「宮城県震災復興計画」の教育に関わる部分に関連付けて、新たに第2期計画を作り直したいという県のお考えでございます。第1期基本計画に定められているかなりの要素は第2期計画の中に継承されていくことになるわけですが、資料1で特に新規として黒丸になっている辺りをどういう方向性、あるいはどう具体化すればよいかというような点で、委員の皆様のご意見をいただきたいということでございます。それを基に資料2の網掛けをしたところの基本方針、基本目標が第2期計画として具体化され、表現されていく段取りということでございます。皆様それぞれのご専門やお立場を生かして、積極的なご発言をしていただきたいと思っております。

なお、事務局からもございましたけれども、今日は方向性の特に重点的なところでご意見をいただくのですが、資料1には、その他たくさん盛り込まれております。事前にご覧いただいていると思いますので、そこでお気づきのこともご意見としていただきたいと思っております。全体の方向性の検討が終わった最後のところで、改めてここに挙げられていない部分についてのご意見をいただくように進めていきたいと思っておりますが、いかんせん、県としてはここにまとめてある方向性のご意見を何としてもいただきたいということで、まずここを重点的にいきたいと思っております。

進め方ですけれども、項目が非常に多いものですから、全体を一括してやるということもなかなか難しいので、いくつかのグループに分けてご意見をいただきたいと思っております。

最初は、2ページの「特に重点的な取組の方向性」です。「志教育」「いじめ・不登校への対応」「心のケア」、そして3ページ上の方の「防災教育」。ここまでを1グループとして、まずはご意見をいただきたいと思っております。それ以降についても、切りのよいところでグループに分けてご意見をいただくことにします。5つくらいのグループになりますので、全体の時間配分でいくと1グループについては15分程度ということになります。時間が足りないところも出てくるかもしれませんけれども、その点を念頭に置いていただいて、コンパクトなご意見を頂戴できればと思っております。

最初に「特に重点的な取組の方向性」。「志教育」「いじめ・不登校への対応」「心のケア」「防災教育」でございます。このグループの中で、まずは「志教育」からいきたいと思っております。ご発言がございましたらお願いしたいと思っております。いかがでしょうか。

【村上委員】

宮城教育大学の村上です。よろしくお願いたします。

「志教育」についてです。いただいたこの資料「みやぎの志教育プラン」を見せていただきました。それから、これまで県の先生方からもだいぶお話を伺っていますが、志教育は小・中・高等学校ということで特別支援学校が入っていないんです。昨年度、県のほうから「特別支援教育における志教育の研修」ということで附属支援学校に派遣をいただいておりますので、特別支援教育における志教育という側面も盛り込んでいただければと思っております。

なぜかという、もちろんキャリア教育と志教育は同じものとは言い難い部分がありますが、将来、職業人として、あるいは社会人として自立していくというプロセスは、発達的に課題を抱えない子どもたちも、いろんな困難を抱えている子どもたちも全く同じですし、むしろ困難を抱えている子どもたちの方が、社会的な立場において様々な面で支援をしなければいけないという側面を持っていますので、そういう視点も入れていただければ有り難いと思っております。よろしくお願いし

ます。

【議長】（平川会長）

特別支援の子どもたちに向けた志教育。それは当然、必要なことだろうと思います。他にいかがでしょうか。

【渡邊委員】

「志教育」について、学校現場からということでお話ししたいと思います。2行目に書いてありますように、「学ぶことの意義の理解」というのがとても大切なことだと思います。後からも出てくるアクティブ・ラーニング等でも、この部分がしっかりしていないと形だけのものになる。この部分がとても大事だと思います。

それから、もう一つ私が大事だと思うことは、各学校で志教育の計画を作成すること。学校ごとに落とし込んでいくことが大事だと思います。現場としては、目に見えてではないけれども、それぞれの形で志教育が浸透してきているのではないかと感じていますので、この流れを継承・発展させていくということが大事だと思っております。

下の方に「いじめや不登校の未然防止に向け、志教育の役割をどう評価するか」とありますので、併せてそこに少し触れさせていただきますと、いじめとか不登校の個別具体的な対応・対策として志教育というのではなくて、背景として、志教育の意識を持って教育にあたっていくということなのではないかと思うんです。志が高ければ、自然といじめとかには向かわないのではないかと考えているところでございます。以上です。

【議長】（平川会長）

ありがとうございました。

学ぶことの意義を各学校でどうやって具体化するのか。計画は出すけれども、具体化が一番難しいところ。学校の方で計画の立てやすいような投げ方、指針の出し方をいろいろとご検討いただきたいということでございます。ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。

【松良委員】

私立中高連の松良でございます。

どんな企業でも、一番欲しい人材はコミュニケーション能力の高い人間ということがあらゆる調査でハッキリしていますが、その部分があり見当たらない。キャリア教育の中で模擬面接はうたわれているんですが、ディベートもスピーチも正規の課程に入っていない。日本というのは大変特殊な先進国であります。

教師を目指す方もコミュニケーション能力は絶対に欲しい。これを模擬面接程度にやるのではなくて、時間割の中に入れるくらい本気でやる。実は私どもの学校では時間割に入っているんですが、あらゆる企業、又は先生になるにしても、もっと強調されているのではないかと思っております。

【議長】（平川会長）

ありがとうございます。

きちんと意思疎通ができるようなカリキュラムということでしょうか。アクティブ・ラーニングがどういう中身になってくるかということとも関わってくるのだらうと思いますが、先にご意見を伺ってまいります。

【佐藤委員】

志教育に3年前、2年間、川崎町全体を挙げて、幼稚園から高校まで取り組みました。その後、これを町独自で学校教員はもとより地域全体において更に充実させていくべきだと、各学校の児童生徒の実態に合わせた教育を推進していくということで、予算を取って取り組んでいるところでございます。

今年度、特に嬉しかったのは、学校訪問に行った時のことです。2校の道德の授業において、偶然『みやぎの先人集 未来への架け橋』を使った授業を見ることができました。我が町にゆかりの

ある支倉常長先生のことを取り上げていました。

県教委でいろいろな資料を作っていただいています。心豊かでたくましく、誇り高い志を持った子どもを育てて欲しいという思いの下に、私たちの仲間である先生方が作成してくれている。学校現場でそれを活用しているのを見た時に、すごく嬉しく思いました。これを是非とも我が町でも、県の教育委員会でも、つなげていってほしいと思っていますところでございます。以上でございます。

【議長】（平川会長）

ありがとうございました。

川崎町独自に、深めるような取組をさせていただいているということでもあります。そういった取組を県内の各自治体がやってくれれば、更に充実していくのだと思います。

この先人集、私も拝見しましたがけれども、もっと沢山いらっしゃるというのが率直な印象であります。ご発言がございましたように、郷土史の研究者の方とか、地元の歴史を調査しているようなサークルがいろいろございます。そういった方々と学校なり教育委員会なりが協力して、その地域の先人を発掘してくる。そして、記録化をしていく。そうすると、県下全域でものすごく沢山の立派な先人とか、参考すべき先人が現れてくるのではないかと思います。これを作ったからいいということではなく、是非今後も各自治体で展開をしていただければと思います。

【今村委員】

「志教育」の実現について、高校生を対象にした発言をさせていただきます。

震災以降、真の志教育が実現されていると思います。ここ宮城県では、社会教育の現場で、かなり沢山の高校生たちが自分の生まれ育ったまちや宮城県若しくは東北という場所を舞台として、地域や世界に向けて様々な活動をしています。そういう高校生たちがすごく増えました。高校生がこれまでの経験を元に、まちで実際に行動してみるという、プロジェクトベースドラーニングとも、コミュニティベースドラーニングとも言われる取組を自発的に実施しています。私は15年間、そういった活動を普及・啓発・実行する仕事をしてきたんですけども、宮城県のような県は全国的に見てもそうなのではないかと思っております。

高校生たちの取組を支えてきたのは、学校の先生方が一番ですが、もう一つ私たちカタリバを含めた社会教育団体の存在があります。震災以降、宮城県にはこのような団体が相当増えたと思います。2015年を一つの節目として撤退する団体も出てきましたが、震災以前と比べ、社会教育団体は増えていると思います。

2022年から、高校の学習指導要領も新学習指導要領に移行します。それによって、「社会に開かれた指導要領」というのが、全国的な教育のコンセプトになっていくと思います。教育課程と社会教育、大人がみんなで手を組んで子どもたちを育てていくということが、この宮城県で実現していければ、先進的なモデルを作っていけるのではないかと思います。社会教育団体と学校の先生方や行政の方々が一つの教育を語り合うプラットフォームを作るとか、社会教育も含めた教育論を宮城県で展開していけるような動きを作っていくと、志教育が本当の意味で推進され、今までの良さをそのまま持続することができ、停滞しないのではないかと考えています。以上です。

【議長】（平川会長）

ありがとうございました。

特に震災後、被災者支援も含めていろいろな団体が入ってきました。地元でいろいろな組織が立ち上がってきた。若い人たちが自分の地域を何とかしたいという思いを強く抱いていて、本当にそれは実感できますので、そのような関係を是非生かして、こういった点も反映させて欲しいということですが、これは志教育だけではなく、宮城県の教育全体について同じようなことが言えるのではないかと思いますので、よろしくお願ひします。

時間があっという間に経ってしまいます。次の「いじめ・不登校への対応」「心のケア」辺りも含めて何かございますか。

【木村委員】

「志教育」に少し触れさせていただいて、「いじめ・不登校」についてもお話しさせてください。

耕人塾を主催して4年が終わりました。石巻地域の志の高い中・高校生の人間力を高めて、地域

社会に貢献する人材を育成するという事でございます。志の高いということは、自分自身が高まるだけではなくて、他人や社会に貢献しようとする事の二つがあります。テーマを「世界に誇れる石巻地域にしよう」とし、実践項目は「あいさつ・清掃・ゴミ拾い」であります。石巻駅とか矢本駅、女川駅とかで、年に何回か早朝にやっています。

自分だけではなく、他人や社会に貢献するという事は、これからの人材育成の中ですごく大事ではないかと思っています。そういう若い力で地域を変えることはできないかと、そこを土台とした取組が、取りも直さずいじめや不登校を未然に防ぐ一つの方法になるのではないかと思っています。現実的な対応も大事なのですが、もっと穏やかな、他人を思いやれる土壌を作っていくことが大事なのではないかと思っています。

【議長】（平川会長）

ありがとうございました。

子どもたちに社会性を身に付けさせていく取組ということだと思います。社会性が身に付けばこういう問題は自ずとということなんですが、そこはそう簡単にはいかないというのが大きな悩みであります。

いじめ・不登校については、本当に社会問題です。宮城県だけの話ではございませんので、いろんなご意見がお有りかもしれません。いかがでしょうか。

【伊藤委員】

伊藤でございます。

いじめについては、全てのいじめをなくすことは不可能ということで認識しておりますけども、人を傷つけたり、ましてや自殺に追い込んだりというようなところが問題だと理解しております。

その中で、私の私見なのですが、ゆとり教育が始まった頃の子どもたちくらいから、カエルやフナを解剖して、命を取るという教育がなくなったと聞いているのですが、それが全てかどうか分かりませんが、そういった頃の子どもたち辺りからナイフを持たせないとか、ケガをしないようなイメージが教育の中に強くなって、全て保護されるような教育に成らざるを得なかったという現実があるように思います。例えば、PTAの方々から「そういう惨いことはやめてください」というような一報が入れば、学校の方では中々やりにくいということもあろうかと思えます。そういったことは学校外のコミュニティの中でそのような体験とか、先ほど申し上げましたけれども、我々は農業関係におりますので、生きた動植物を使って、命がなくなるという経験をさせることができる立場におりますので、我々みたいな農業者を使っただいて、そういう体験をさせるということも一つ大事な事なのではないかと思っております。以上です。

【議長】（平川会長）

ありがとうございました。

先程もご指摘がございましたけれども、社会には学校を見守り、子どもたちを見詰める様々な団体があるわけですので、そういった組織と連携を取りながら野外活動に引っ張り出してくれるような団体とか、非常に沢山ございますので、そういった学校教育では中々できない、やりにくくなったようなことを展開していくような、そういう呼びかけも指針の中で出していただけると、広がっていくかもしれません。お願いしたいと思います。

「心のケア」、「防災教育」も含めていかがでしょうか。

【高橋委員】

高橋でございます。

「未然防止の取組」ということで、資料1にも挙がっておりますが、広義の部分では、先ほど伊藤委員から意見があったように、地域で生かせる教育の中で何か取り組むことは必要だと思うのですが、例えばリーフレットの配布だとか、MAP（マップ）の手法だけで防止が可能なのかというところは、私もスクールソーシャルワーカーとして現場に行ったところでは、それだけでは抜本的な解決にはならないところがあります。

例えば、東京都の教育委員会では、具体的ないじめ対策プログラムというものを、養護教員や民間団体を中心となって実施しております。それはどういうものを参考にしているかということ、ノル

ウェーの「オルヴェウスいじめ防止プログラム」だったりするんですね。そういった具体的なプログラムが狭義の中にも対策としてあると、少し効果が出てくるのではないかということで、広義の部分と狭義の部分、双方の部分から支援体制に取り組んでいくといいというふうに思っています。

それから、「心のケア」のところでメンタルサポートの実施についてですが、子どもメンタルクリニックの診療実績は増加している傾向にあるのですが、その中で15歳以上18歳以下、高等学校に通う生徒さんの受診に対する体制が稀薄だと思っております。全てにおいてですが、心のケアというところが義務教育までは手厚い体制としてあるのですが、高等学校になると学校単位で取り組めるものとなると、やはり温度差が出てくるというところがあります。メンタルサポートの体制においては、児童相談所さんもそうですが、18歳までは年齢対象として、少し緩和していく必要があるのかなと思っております。私からは以上です。

【議長】（平川会長）

義務教育の中学までは心のケアのサポートがあるということで、高校はカウンセラーの配置はありますが、その辺はまだ手薄だということのようでございますので、現場によって大分異なっているところはあると思いますが、更に充実できるようにというご意見だろうと思います。

「防災教育」等については、いかがでしょうか。

【山内委員】

宮城県レクリエーション協会の山内です。

災害を防ぐことはまずできないと思います。ですが、減災はできる。そういう意味の防災教育だと思いますが、私は防災教育も、心のケアも、志も、みんな共通して「思いやり教育」が根本にあるのではないかと。形だけでなく具体的に体験させるような教育、実際に身をもって体験するような教育が大事ではないかと思えます。資料1の51ページに「体験活動の推進」、「豊かな体験活動」のところで、今後の方向性に黒丸である「多様な自然体験活動のプログラム開発」という点が非常に大事ではないかと思えます。

宮城県は震災を体験しましたが、四国などは、これから来るであろうということで備えて、こういう教育を小学生たちに体験させて、その中でどうやってお互いに相手を思いやり、協力して減災していこうかという教育をしております。実際に私もそこにお邪魔させていただきましたが、今の宮城県は、どちらかというと少しそういう気持ちが薄れてきている。これはやはり大事な教育かと思えますので、減災という面で、もう少し助け合いの心、思いやりの心をうたっていくと、それがいじめの教育にも役立つのではないかと思えます。以上です。

【議長】（平川会長）

ありがとうございました。

いろいろところで共通する要素はあるのだろうと思いますので、その共通の要素を、それぞれの課題のところはどううまくつなげていくかということになるのだろうと思います。

防災について、今、「自然体験が非常に大事だ」というお話がございました。自然には力と豊かさと両方ありますので、そういったことを実感していくことになると思いますが、実際の体験ということで言えば、県の方でも震災遺構をどうするかということで検討してくださったりしております。震災遺構は、津波の脅威であるとか、自然の力とか、今後への教訓といったことを学び伝えていく、非常に重要な教育資源と見ていいと思います。今後、整備されていく過程の中で、小・中・高を含め、各学校で震災遺構に学びに行くようなことも防災教育の一つの柱としてお願いできればと思います。多賀城高校に災害科学科ができるということですが、災害への備えというのは多賀城高校の災害科学科の生徒だけが持てばよいという話ではございませんので、全校的にそういった方向性を出していただければと思います。

私からも一点。資料1-1の2ページのところです。右側の「今後の方向性」の最初に、「教育大学との連携の一層の促進」ということがございます。これは、教員養成の中で実際に、そういうノウハウや資質を持った教員を養成したいということで出ていると思うので、教育大学との連携は当然の話だと思いますけど、ここで想定されたのは宮城教育大学だと思ったりいたしますが、県内では、他にも教員養成系の学部を持った大学がございます。実は宮城学院女子大学もこの4月から教育学部を立ち上げるようになっておりますので、このところには「教育大学及び教育学部を持つ

大学との連携」というような形でやっていただくと、教員になる志を持った人たち、資質のことだと思つるので、その点もご配慮いただければと思います。

すみません、本当に時間がないです。急ぎ足になります。次のグループへ移りますが、発言し残した点については、時間があれば最後のところでいただくようにしたいと思います。

続いて、3ページの「各分野の取組の方向性」の中の「学力向上」、4ページの「伝統・文化の尊重」「国際理解を育む教育」「ICT教育」について、今度はまとめて、どの項目でもよいということでご意見をいただきたいと思つています。いかがでしょうか。

【山田委員】

本日は「検討の視点」のところを言わなければいけませんので、全ての項目について気になることだけを申し上げます。

(1)の「学力向上」に関しては、基礎学力がとにかく必要なもので、もっと勉強をさせる工夫を入れていただきたいと思つています。

検討の視点の二つ目の「国際理解」ですが、「郷土を愛する心をどのように培っていくか」というところは、郷土の良さを知るには別の土地へ行くのが一番早いので、外国人との交流、他県又は他の地方への研修等を入れるべきではないかと思つています。

また「志教育」に戻らせていただきますが、「新たに求められる人づくりの方向性についてどのように考えるか」ということですが、ここにありますキャリア教育、道徳教育、有権者教育の三つの他に、先ほどお話があったコミュニケーション教育、命の教育。命のところには、介護、自然、農業というものをに入れていただくのがよろしいのではないかと思つています。

最後まで見ても介護現場での研修があまり出てこないもので、現在いろいろな問題が起きておりますが、高齢者などの介護現場での研修や体験実習のようなものを、入れた方がよいのではないかと思つています。以上です。

【議長】(平川会長)

ありがとうございます。

いくつかの盛り込むべき提言ということでございますので、受け止めていただければと思つています。他にいかがでしょうか。

【渡邊委員】

三点についてお話いたします。

「学力向上」については、勉強をもっとさせなければ、その通りだと思つてんですが、それと同時に、私も試みていることですが、生徒の器自体を大きくすることをしていかないと中々難しい。例えば悪いですけど、どうしても溢れてしまう。器自体を大きくするためには、様々な良質な体験の場を与えることが大事だと思つています。授業はもちろんですけど、行事であったり、交流であったり。生徒の中には効率的に学びたいという子がいなくもないんですけども、余裕がないと豊かなハーベストというか収穫にはつながらないと思つています。そういう良質な体験とか学校時代が楽しかったということが、次のページにある、いわゆる郷土を愛する心にもつながっていくのではないかと思つています。その結果として、資料1-1には「大学卒業者の県内定着促進につながるような」ということが書いてありましたけども、宮城県が人材を輩出するのはもちろんだけれど、供給するだけでなく受け入れる側にもなるのではないかと思つていますし、いったん出たとしても将来戻ってくる。戻ってこなかったとしても、宮城県のこと、ふるさとのことをずっと思う。そういう子たちが育つのではないかと思つていますし、育って欲しいと思つています。

「ICT教育」に関して言えば、本日、ご欠席の堀田先生にお聞きするのが一番だと思つていますけれど、お金をかければよいというものでもないと思つています。ハードの面でも、あまり先進的なことを集中的にその部分だけやるというのではなくて、全体的に底上げして、当たり前のことにはプラスアルファくらいものを整備していくのが一番いいと思つています。あまりにも準備等に時間がかかるものは、教員は中々そこまでやれないという部分がありますので、この辺は、後ほど堀田先生にじっくりとお聞きいただいて進めていただければというふうに思つています。以上でございます。

【議長】（平川会長）

ありがとうございました。

いい体験が人生に生きていくということでございます。先程、山田委員からあった介護現場の体験といったようなことも、自分のライフサイクルから見れば自分の将来にも関わってくるので、それを見てしまうと「考えなければいけない」と思うのではないかと、そういうふうに思ったりもいたしました。他にいかがでしょうか。

【村上委員】

「ICT教育」に関してです。「検討の視点」として「教員のICT活用指導力の向上」ということが挙がっていますが、先程、渡邊委員もおっしゃったように、何でも先鋭的なものというよりは、やはり底上げと同時に整備することが、まずは第一だと思います。同時に、ICTを使うこと自体が自己目的化しているような場面に時々出くわすような感じがあります。実際に子どもたちが手を動かすことの方が非常に重要な場面がありますので、いわばアナログ的部分とICTを活用した部分がある程度見定める力といたらいいのか、もちろん大学の役割もありますから頑張りますけれども、その部分を県の先生方と一緒にやらなくてはいけない。手を動かすこととICTの両方を考えられる教員の研修体制をお願いできればと思います。

【議長】（平川会長）

ありがとうございました。

ICT教育というのは、小・中・高、どの辺りを射程に入れているのでしょうか。

【事務局】（伊藤教育企画室長）

県ではICTの計画について定めておりますが、小・中・高等学校全体についての計画を、県として目指すべき方向性をお示しさせていただいております。もちろん、実施するのは基本的にはそれぞれの教育委員会になりますけれど、方向性は示させていただいているという状況です。

【議長】（平川会長）

それぞれの段階はあるけれどということですね。

【丸山委員】

「学力向上」のところの『学力向上』をどのような観点で進めていくか」という点ですが、学校で学んだ知識を、学校や地域で行っている体験活動と絡めていった時に初めて確かな学力が付くのではないかと考えます。学力向上は、「教員の指導力の向上」、「学習習慣の形成」、「学習できる環境の整備」のこの3点で考えていきたいと思います。一番目の「教員の指導力の向上」というのは後にも出てきますが、欠くことはできないものです。二番目の「学習習慣の形成」については、家庭と学校と地域が連携して、子どもたちの豊かな学力を保障していきたいというふうに思います。学力に関しては学校で担うべきものが非常に大きい。心というのは、みんなでというふうに思いますが、学力に関しては学校が大きな存在を示しているとは思いますが、やはり家庭と地域の協力というのがないと、これはみんなでやらないと「豊かに学ぶ」ということはできないと思います。三番目に、子どもが「学習できる環境の整備」という、三つの視点で学力向上を考えていきたいというふうに思いました。

【議長】（平川会長）

学校だけで学力向上が実現できるわけではないということでございますので、家庭での取組、それから家庭だけではなくて地域としてどうやって取り組んでいくか。先程も基礎的な体験が非常に大事だというお話がいろんなところで出てきておりますけど、そのような体験などを、ちゃんと受け止められるようになると、いろんな物事を考えやすくなるとか、思考力が働くようになるなど連鎖的に学力の向上にもつながっていくという可能性というのは結構あるのではないかと思いますので、今回の基本計画の中でもその辺に配慮した提示の仕方をしていただけると有り難いと思います。

【増田委員】

「学力向上」に関しまして、つい先日、高校の前期試験が終わりましたけれども、その結果を終えて沢山のお母さん方が実感としてお話ししていることがあるので、そのことをお伝えしたいと思えます。今の丸山委員さんのお話にも関係しますが、「これくらいの内申を取らないと前期は無理」とお尻を叩かれた子よりも、すごく自分の好きなことに一生懸命に打ち込んだ子、家族の時間を温かい時間で過ごしていた子、そういうご家庭のお子さんが不思議と前期試験を突破しているんです。

それで「志教育」の充実、知・徳・体のバランスの取れた力は、具体的にどういうことをすれば本当に子どもたちの力になるのかということ、可能かどうかは分かりませんが、そのような突破した子たちのご家庭に、「どういうことを大事に子育てをなさったのか」などを、本当は聞いてみると、とっても実践的になるのかなと思いたしたので、是非そういうことも視野に入れていただきたいと思えます。以上です。

【議長】（平川会長）

ありがとうございます。

「ガリ勉一辺倒では」というようなことは、いろいろところで言われるんですが、どうしても「勉強しろ」と言いたくなる。それが親心だし、学校の教師ということになると思えます。その辺はやはりバランスの問題ですね。「学力向上」ということで出していくと、どうしても「何時間勉強させるか」とか、「いかに効率的になるか」というようなところが突出していきがちですが、県の教育基本計画は総合的な人格形成をさせていくということが最終的な目標だろうと思えますので、その辺もうまく工夫しながら、是非、ご提言いただければと思えます。

私の方からも一点。「伝統・文化の尊重」のところ、校外での体験学習が大事だという指摘がいろいろ出ておりますけれども、この伝統・文化についても志教育と関わってくるわけですが、郷土を愛するといったようなことが非常に大事なわけですけど、そもそも郷土に何があるのか分からない、そのような状態というのもあると思えます。先人教育で「このような偉い人がいた」ということはある程度は分かりますけど、地域を歩いて見ると、いろんな文化財がお寺さんや神社を含め、石碑とか古い回廊などをいろいろ見ていくと、先人のことを思いやることのできるような、基礎的な体験をすることができるように思えますので、校外での様々な体験学習といったことについては、社会科教育の一環ということでもよろしいのかもしれませんが、こういった文化財や史跡を巡る。そして、それもちゃんと説明できるような先生なり地元の方なりに案内していただくと、より効果的かと思えます。

【松良委員】

「国際理解」のところですが、国際理解ですから相互理解、双方向でなければならない。外国人留学生なんか、「日本に来てびっくりしたことを教えてくれ」と言うのと、「一緒に被災をしたけれども、あんな震災の中で略奪も暴動も起きない国は初めて見た」と言う方が結構多いということで、日本人の秩序をすごいと思うことはいいと思うんですが、逆に異文化人と一緒に被災をしたら日本人だけが死んでしまう可能性がある、危険性があるんだということも理解しなければいけない。相手を理解することも大事ですが、こちらの文化を理解させて国際交渉力を持つところを一つのゴールとして置き忘れてはいけないのかなと思っております。

【議長】（平川会長）

絶対化だけではなく相対化も必要、その中で様々な相互理解を深めていくということですね。ありがとうございます。

それでは、次のところに移ります。5ページの「体力・運動能力の向上」、それから「特別支援教育」でございます。「体力・運動能力の向上」の「検討の視点」では、「子どもたちの運動やスポーツが好きな気持ちを、実践にどのように結び付けていくか」。「特別支援教育」は、先程も特別支援教育の話はありましたけど、「障害のない者への障害に対する理解」の教育。障害を持っている者に対してどう対処するかだけではなくて、障害のない人たちがどう障害の問題について考えるかという視点。この辺りについてご意見をいただきたいということでございます。いかがでしょう。

【村上委員】

昨年度、県の先生方にお世話になりまして、県の特別支援教育の将来構想を提言することができました。ありがとうございます。その一つの流れの中で、「障害のない方たちに対して障害をどうやって理解していただくか」というのがとても大事な問題で、これ自体がインクルーシブな社会を実現する方向の上では欠くことができないということになっています。

全国的にそうなんですけども、障害を持っている子どもさんが行く場合は居住地校であるとか、あるいは、特別支援学校の教員が出前授業のような形で、障害のない子どもたちに対して障害理解を促すという様々な試みがなされています。そんな中で、時々様子を見ていて感じるのが、子どもたち同士ですとそれなりに理解が進むのですが、その子どもたちの周りの親御さんを含めた大人に対する波及効果が教育という観点からいうと薄いんです。まず、そういうことを考えて検討いただきたいということがあります。

また、障害を持っている子どもさんを中心にして、小学校、中学校、高等学校等の生徒さんたちに対しての理解の中でも、時に子ども同士の障害理解というのは、差別的な方向に流れないとも限らないような状況が発生します。そんな時に、ある実践を見たら、障害を抱えている大人の方が、通常の小学校、中学校に伺って自分の困難等をお話ししたり、ある物を使うとだいぶ解消されるのか、こういう生き方をしてきたのだという、障害を持っている大人の観点からの教育的な活動を学校の中に組み入れていただくと、障害理解がかなり進む部分がありますので、そういうことを考えていただければと思います。ただそうなると、例えば、宮城マックスのように、障害を持っているスーパーマンのような方々が学校に行くという、これは一つとても大事なのですが、逆に障害を持っていても、あんなにやっている人たちがいるのに、あなたは障害があるのに、あの人たちと違うじゃないかという逆の差別が発生することがありますので、どのような方にどのような内容を伝えていただくかということは検討の余地があるのですが、大人の方を様々な活用して、子どもたち、そして地域社会も含めた障害の理解の方法を考えていくことも、一つ大事ではないかと日々考えております。以上です。

【議長】（平川会長）

ありがとうございました。

「体力・運動能力」と「特別支援教育」のところ、他にいかがでしょうか。

【高橋委員】

「障害のない者への障害に対する理解」のところなんです。昨年度から今年度にかけて、岩沼市において社会教育の一環として、毎年、中学校をモデル校として「心の健康」について、精神保健福祉という分野で「心の病気を学ぶ授業」という出前授業をやらせていただいていたんです。その中で次年度の方針として、当事者の方を招いて、その方の回復していったリカバリーストーリーを聞いていこう、その方の物語を聞いていこうということで取り組もうということがありますが、そういった取組というものは、心の病の部分でいいますと東北福祉大学のスピーカーズビューローという取組があります。各地で講演をしている当事者の方がいらっしゃいます。そういったものを参考にしながら、障害別にいろいろな障害を持った方のお声を聞くと、もちろん、障害といっても今は難病もありますので、そういった方々のお声を聞くというのが福祉教育という分野の中で、何か取り組めるといいなというふうに思っております。

もう一つは障害児に関してです。未就学児が小学校へ入学する際、就学後の円滑な移行を図る仕組みとして障害児通所支援サービスというものが、福祉サービスの一環にあります。そういった福祉サービスと連携を図ることで、円滑なサポートができるかなと思っております。教育の分野と福祉の分野というところが、かなり密接な関係性と連携を図っていくことで、障害のないお子さんと障害のあるお子さんとの相互理解が図れるのかなと思っております。特に、未就学児から小学校に入学する就学の時点の接続と、その後のフォローによっては、1年生の子どもたちはすごく素直なので、助け合いの精神が大人から見ても素晴らしいと思っています。その時に、教育の一環として仕組みがきちんとできると、小学校、中学校、高校に上がっても合理的配慮が育まれると思っておりますので、そのところを加味していただければいいのかなと思っております。私からは以上です。

【星委員】

全ての項目において、家庭の教育力というものが関わっているなというふうに聞いておりました。家庭の意識の格差というのがあると思いますが、「体力・運動能力の向上」のところ言えば、ある特定のスポーツを高めていくとか、子どもたちの運動能力の向上を図るためにいろいろな取組をされているとは思いますが、本当に原点に戻ると、朝の登校が徒歩登校になっているかということを考えてみると、統廃合が進んでおり、スクールバスでの登校であるとか自家用車で送迎しているご家庭の方が、すごく多くなっているのではないかと考えています。見過ごされがちではありますが、朝歩いて登校するということは、子ども同士のつながりや家庭から学校へ通うまでの道のりの中で、いろいろな子どもたちの気持ちの変化ということも考えますと、とても大事になってくるのではないかと思います。以上です。

【議長】（平川会長）

ありがとうございました。

実際、歩くのは体力をつける基礎ですが、そういう機会自体が減ってきて、私も人ごとではなく自分のことだと思ったりもするのであります。

「スポーツ」ということだと、常盤木学園は本当にスポーツに力を入れておられますが、何か参考になるような、どうしてあんなに活躍する生徒たちが出てくるのか。頂点ばかりを目指してはいけないというのがこの話でもあるのですが、何かあればお願いいたします。

【松良委員】

強くする前に、本当に好きにさせること。目標が指導者からの押し付けだと、どこかでおかしなことになるかと思っております。

【議長】（平川会長）

そのコツのところが一番お聞きしたいところであったのですが。

このグループはもうよろしいでしょうか。

【山内委員】

「体力・運動能力の向上」ですけれども、「子どもたちの運動やスポーツが好きな気持ちを」の前に、「現在の方向性」のところ、「子どもたちがスポーツに親しみ、自ら体を動かそうという意欲」、ここが一番のポイントだと思います。自ら動かなかったら体力は付かない。

先程、村上先生がおっしゃったとおり、子どもたちの意欲を取り除いているのは大人であるということ。子どもたちは運動したいけれども、大人の勝手に運動する機会を取ってしまうというような現状が沢山あると思います。よく、大人が変われば子どもが変わるということを、スポーツ業界では、そういうことを言っているんですが、「あなたが変われば子どもが変わるよ」と、その一言で私たちが推進運動をしているんですが、残念ながら親子でスポーツをする機会のところに来て、子どもだけにさせて大人は座って見ている。これが現状なんです。ですからその辺を本当は「これは子どもだけの問題ではないよ」ということを言いたいです。

障害をお持ちの方と健常者を融合したスポーツに取り組んでおります。実際に一緒にスポーツをすると、先程、私がお話ししたような思いやりができて、そこでスポーツができるという体験を実際にやっているんですけれども、やはり大人のところでですね。先程、登下校の時に大人が車で子どもたちを送り迎えする。まさにその通りだと思います。大人がそうさせてしまっているの、運動というのは、「さあ、運動しますよ」ではなくて日常生活の中で運動はいくらでもあると思います。これは我々大人にも言えることだと思うのですが、「座ってばかりいる」ということを、先日もあるテレビ番組で言っていましたけども、やはり、もう少し体を積極的に動かすようなカリキュラム、先生たちの体育の授業の一工夫も必要ではないかと思っております。

スポーツはやり方がありますが、それをどう合わせたらこの子が好きになるか、楽しくなるかというようなアレンジの教育が、ここではもう一つ大事かと思っております。とにかく先生がおっしゃった通り、スポーツは楽しいと思わないと効果は半減するかなと思っております。以上です。

【議長】（平川会長）

子どもたちに様々な機会やメニューを提供するのは大人なので、大人自身が運動・スポーツ等に関して強い関心を持たないとそういう機会自体が提供できないだろうということになりますので、その辺り、地域には様々なスポーツクラブなどがありますので、そのような幅をどんどん広げていくとか、そういったことは既に、前の基本計画に既にかかれてはいますが、更に呼びかけをしていくというようなこともあるのかなと思います。

まずは先に進めさせていただきます。次の6ページの「教育環境の整備」では、「求められる学校像」についてのご意見、それから「教員の指導力及び資質の向上」をどう伸ばしていけばよいのかというような「検討の視点」ですね。「開かれた学校づくり」については、「目指すべき学校と地域の関係」といったようなこと。それからもう一つ、次の7ページの「学習環境の整備充実」のところで特にここは「貧困問題への対応」をどうするかといったところにもご意見をいただきたいということでございます。このグループについていかがでしょうか。

【今村委員】

もしかしたら「特別支援」に関わる内容になるかもしれませんが、主として「教員の指導力」についてお話しさせていただきます。全国の中学生の98%が高校に進学していると同時に、児童生徒の6.5%は何らかの発達障害を持っているということが共有されています。更に、障害の有無に関わらず5万人以上の生徒が高校を中退しており、また、6万8千人以上が進路未定で卒業しているという全国的なデータがあります。追加資料で今回いただきましたものの中でも、全国平均同様に20%の高卒者の方が1年で退職しているという状況が既に報告されていました。困難を抱えた子たちがかかなり多く在籍している高校の先生方は、本当に日々苦勞されながら、孤独と向き合いつつ、何か事件があると先生方のせいにされるということもある中でがんばっていらっしゃいます。だからこそ、指導力と資質の向上を目指すと同時に、高校の先生方に対してもう少し困難を抱えた子どもたちに関する個別情報提供を手厚くしていくということをしていかないと、高校という場所は、子どもたちの困難さを見抜くことが難しいのではないかと考えております。中学校の先生方が高校に生徒の情報を送る時は、マイナスな情報というのはあまり送れないとよく聞きます。可否に関係してしまうかもしれないと思うようで、どうしても生徒にとって不利になるようなことはお伝えできないというご配慮があるようです。しかしながら、高校の先生方にとっては、あまり家庭訪問ができないという中、子どもたちがどんな家庭環境で育ってきているのかということ福祉の部局との連携もあまりない状況で、情報を得ることが難しいという事実があります。例えば、気づいたら生活保護世帯の子だったなんていうことが時に起きます。そういった中で、高校の先生方にもう少し生徒個々の情報を共有していただく仕組みがあれば、日々の教育活動の中から見逃してはいけない子どもたちの変化に、つぶさに対応していけるのではないかと考えています。また、中退を防いだり、貧困に転落するきっかけになるようなことも防げるのではないかと感じております。以上です。

【議長】（平川会長）

ありがとうございました。

個々の生徒たちの情報をどこまで把握するかというのは、結構、難しいです。大学でもそれは同じような状態になっています。確かにご指摘があったように、どこの大学でもそうですけれども、ある一定の問題を抱えた層は確実に存在しています。ただ、それに対しては、それぞれの学生たちを的確にとらえて、学校や大学が対処する姿勢を執っていないと、その子たちがドロップアウトしてしまうというような問題がありますので、できるだけ、それぞれ個々の生徒に寄り添った形で見ていく。個人情報の問題とかいろいろあるので、どこまで情報のやり取りができるかという困難さはあると思うのですが、できるだけことは、例えば、高校に入った子であれば、中学からその子についての情報を、つまり試験の前には出すわけにはいかない。内申書のところでは中々出しにくいでしょうけれども、入れた後には、ある程度参考になるような情報はあってもいいのかもしれない。その辺りはギリギリのラインを模索しながら、ということになるんだろうと思います。他にいかがでしょうか。

【村上委員】

今の今村委員からのお話は、先程、実は一言述べたいと思っていたので、ありがとうございます。高校は中々難しいという意見は、前に私が関わった審議会でも意見が出ていました。他の県では、段々と取組が始まりまして、通常の高校の生徒さんたちでも、障害とは言わないまでも、個別的な配慮が必要な生徒だということを個々の教科の先生方が、もう感じるようになってきていらっしゃいます。それを吸い上げる仕組みが機能していない。コーディネーターはいらっしゃるけれども、特別支援教育の会議が開催されない、あるいは開催されても1回程度というようなことが現状のようです。宮城県内でも恐らくその程度だろうというふうに把握していますので、できましたら、特別支援に関わるような校内の委員会をきちんと機能させていただけるように、そして、配慮が必要な子どもさんたちに対して、小学校、中学校と同様にある程度のアセスメントを行うような、簡易のアセスメントを行うようなことを考えていただきたい。ただ、個々別々の教科ですから、その教科における対応はそれぞれの先生方をお願いしなければいけませんけれども、総合的な把握を学校内でやっていただくような方策を検討していただければと思います。以上です。

【議長】（平川会長）

ありがとうございました。

【伊藤委員】

簡単に申し上げます。「開かれた学校づくり」ということで、これは非常に大切なポイントだと認識しております。ただ、我々地域住民からすると、保護者という立ち位置を外れてしまうと学校に行きづらいという状況がありますので、是非、学校側から我々みたいな人間を引っ張り上げていただいて、活用していただくということを学校側から是非、発信していただきたい。我々はご指名を受ければほとんど断らないで、地域のため、子どものためとなれば参加すると思います。

実際に、うちの小学校もコミュニティ・スクールの指定を受けているんですけども、非常に活性化しています。月1回、10人くらい集まってお話をさせていただく機会を取っていただいておりますので、どんどん話が膨らんで、いい方向に行っておりますので、是非きっかけをつくっていただきたいと思います。

【木村委員】

「教育環境の整備」ということでお話をさせていただきます。学校建築等については、大変興味があるというか関心があります。特に今度の震災で、東松島の場合は14校中6校が水没し、3校が使えなくなってしまいました。それで統廃合を余儀なくされたわけですが、そのような中で学校をどうつくっていくかということでもあります。その前には、平成15年の宮城県北部連続地震で、矢本西小学校の土台が座屈した時に、新しい学校に建て替えた。その時に文科省の補助は同規模の同じ面積でなければならないと。それで、職員と学校とPTAとで議論を何度か重ねて、特別教室を両サイドにやることによって真ん中の階段のところにも空間をつくることができた。あるいは、今度の震災で矢本第二中学校の体育館の土台がずれて使えなくなった。どうするかということで、これもいろいろな方と議論をして、体育館を今までの場所ではなく新しい場所に建てよう。その時に、冬至の日の影が校舎の一階に届かない位置にしようというふうないろいろな意見が出されて、限られた予算でもいいものをつくることのできるのかなと思っています。

今、鳴瀬未来中学校の校舎建築や、あるいは宮野森小学校は森の学校ということで進んでおりますが、場をつくるというか心を育てる学校建築を、限られた予算の中でどうつくっていくかということが、これから非常に重要になるのではないかとこのように思っております。

【議長】（平川会長）

ありがとうございました。

【佐藤委員】

子どもたちの力を付けるために、家庭力や地域力を付けることが大事であると、よく言われています。実は昨年、四つの町の婦人団体から「防災教育についての話をしてくれないか」と頼まれました。その時に私は、小学校用に作成した県教委の副読本「未来への絆」の一部を紹介し講話を始

めたところ、50名近くの婦人団体の人たちが、涙を流したのです。その後、懇談会での感想の中に「こんなに心に響く副読本を学校で使用していることに驚いた」と言っていました。

その後、防災のことだけでなく、学力、いじめ、不登校、食育など、いろんな話が出てきました。まさに協働教育的な話に発展していきました。また、その際でできた言葉として、「自分たちが子どもたちを守っていかなければいけないんだよね、どう関わっていかなければいけないか」とか、「自分たちの立場でどういったことができるか」まで話が発展していったのです。

私が思うのは、先程も副読本の話、今も副読本の話ですけれど、世の中の出来事を理解させるための様々な資料があることが案外知られていないということです。子どもだけではなく保護者も含めて、地域全体にこの資料をどう活用していくべきか、どうつなげていくかが大切なのではと思ったものです。そして、自分たちの将来を託す子どもたちを共に育み、守り育てていきたいと思っております。副読本の話ばかりして申し訳ございません。以上でございます。

【増田委員】

「開かれた学校づくり」の「目指すべき学校と地域の関係」ということで、これは確かな実践の成果だと思われることを今日は持ってまいりました。先程の「防災教育」にも関係しているんですけども、私が所属している会長をしている学校で、今年度、600人を超える生徒全員が地域の人たちを先生として防災活動を行いました。その活動をした後、今月、2月1日に町一斉の保護者アンケートの結果が出てきました。その結果で、他の項目はあまり変わらない中、いくつか大幅に上昇している項目というのがありました。それは、「学校は日頃から避難訓練などをきちんと行い、事故や災害などの緊急事態が発生した場合の対応をしっかりと準備していますか」という項目と、「学校は地域や家庭の皆さんと協力しながら、子どもたちの健全な育成に取り組んでいますか」、この項目の「よくできている」という数字が大幅に上昇したというのがありました。関わってくれた関係団体の全てが「継続を望む」ということで、先日、来年度の話し合いを行ったんですけども、実は、学校というのは本当に忙しくて、地域と学校が開催できる日にちというのは、365日中たった1日しかなかったんです。それくらい忙しいんです。それでもやる価値があるというふうに学校に思っていたかなければ、開かれた学校づくりにはならない。そのためにも、実際に勇気を出して行った学校のこのような成果。実際に保護者からの信頼が繋がれば、何か問題が起きた時も大きくこじれずに済むかもしれない、そのようないろいろな波及効果があると思うので、学校の忙しさを十分分かった上で、開かれた学校づくりをするには、やはり、やったらこの様な効果があるということを踏まえて行っていただきたいなと思っております。以上です。

【渡邊委員】

「学習環境の整備充実」と「教員の資質向上」について、二点、お話ししたいと思います。まず、「学習環境の整備充実」ですけども、時代は変わってきていると思うんですね。建物の中が学校ぐらい冬は寒くて夏は暑い、こういうことは本当に珍しい、少ないんじゃないかと思うんですね。

それから、一般的にトイレ等も世の中よりずっと遅れていると思います。もちろん予算を伴うものですけども、子どもたちが安全で質の高い教育環境の中で安心して学べるに加えて、次は、快適という視点をどこかで取り入れることがこれからは必要なのではないかと考えております。

第二点は、「教員の資質向上」の部分ですけども、例えば先程のICTでも、アクティブ・ラーニングでも、新しいことをしていかなければいけないということですけども、私も含め、教員というのは自分が学んできた過去の財産というか遺産というか、圧倒的に生徒よりも分かっているから安心してしまいうんですけども、そうではなくて、ある意味では、「新しいものを生徒と一緒に学んでいくんだ」、「学び続けるのが当然なんだ、普通なんだ」と教員が割り切れればいいと思うんですけども、教員も様々ですので、新しいことへの研修を計画する際はハードルを下げて、アクティブ・ラーニングにしても、ちょっと逆説的ですけども、今までやってきたことがすっかり変わるわけではないですし、今まで持っている教員のアドバンテージが減殺されるわけでもないですから、そのような視点でハードルを下げて研修等の計画を立てていくことが大事ではないかと思っております。一方においては、やはりエキスパートを育てていく、この二つのことが大事だと思います。以上です。

【議長】（平川会長）

ありがとうございました。

ここまで多様なご意見をいただきましたけれども、共通していたことがいくつかございまして、学校外の知と言いますか社会的な知というものを、どうやって学校の中に取り込んでいくかということ。それは地域の人をどんどん学校の中へ呼び込んでいくということと、逆に学校側の教師・生徒が一緒になって外に出て行くということ。先程、地域の人たちを先生にするというようなご発言もございましたけれども、まさにそういう形で、教育は学校の先生だけということではなくて、地域には様々な経験を積んだ方々がいらっしゃるので、そういった人たちも社会教育の一環として活用していくという視点は大事だろうと思います。

また、「教員の資質の向上」についても、確かに上から達成目標という形でやられると圧迫感があって、渡邊委員からありましたように、そんなに大きく変わるわけではないけど、ちょっとした視点の工夫ということで、教員のやる気を引き出すとか、生徒と一緒に学ぶ姿勢は大変大事なことです。教師は「教えなければいけない」という思いを非常に強く持っているので、そういう視点で見えてしまう。そうではなくて、生徒の目線に降りていって、一緒に学んでみようかとなると、いろんな発見もまた生徒と同様に出てくるのではないかという、そういうご指摘だったと思います。ありがとうございました。

最後のところはまとめてということにいたしますが、7ページの「幼児教育」から、8ページ以下の「家庭・地域における教育」「協働教育」、そして「生涯学習」、「文化・芸術」、「スポーツ」ということで、ここは一括して、それぞれのいただきたいご意見がゴシックで示されておりますので、この辺りにポイントを絞ってご発言をいただければと思います。いかがでしょうか。

【村上委員】

「スポーツ」のところですが、私の立場からしますと「特別支援教育」とか「生涯学習」に関わる部分なのですが、「国内上位、国際水準のスポーツ選手」、これはとても大事なことだと思いますが、一方において、多くの方々がスポーツに親しむという中には、老人も障害を持っている人たちも入ります。そんな中、アダプテッド・スポーツという考え方が日本の中にも広がってきています。障害を持っていても、歳を取っていても楽しめるようなスポーツという視点も、何らかの形で検討いただければ有り難いと思います。以上です。

【議長】（平川会長）

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

【山田委員】

一つ前に戻ってしまうのですが、「学習環境」のところ「貧困問題への対応をどのように進めていくか」という質問に対してですが、「経済的理由により修学が困難な高校生等に対し、奨学金制度による支援を行う」という一文しかなく、実際にどういう対応をされるのかは、非常に注目される点であると思います。

高校受験、大学受験で、塾に行かないとクリアできないような状態になっているのが一番の問題で、塾に行かなくても学校でしっかり勉強させて通れるような状況に持っていくことが重要だと思います。親の年収が学力に相関するという意見もありますし、それをどうやって断ち切るかを、もう少し詳細に計画を立てていただければと思います。

昨日、NHKでやっていた番組で、教育クーポンの話があり、親に奨学金を現金で渡すと、貧困家庭ではそのお金を他のことに使ってしまう可能性がある。子どもにお金を渡しても、子どもも親が大変だというのが分かるから親に渡してしまう。結局、子どもの教育に回らないということで、子どもに教育クーポンという形で渡し、これを「あなたの習い事であったり、塾であったりに使っていいですよ」と、そういうクーポンを渡しているという番組でした。そうすると、子どもは自分でこれを何に使おうかと考える。どこに習いに行こうかと考える。私は非常にいいシステムだと思います。専門家の方々のご存じかもしれませんが、そういう仕組みを考えていただいてもいいのではと思いました。

【議長】（平川会長）

奨学金以外の様々な方法を考えて欲しいということでございます。では、他にいかがでしょうか。最後のいくつかの項目のところでございます。

【木村委員】

「家庭・地域における教育」と「生涯学習」に関係すると思います。長く学校現場にいた者として、いろいろ問題のある家庭、あるいは課題を抱えている家庭と長く深く付き合ってきました。最近、核家族等々が増え、少子化で子どもも1人か2人という家庭が多くなってきた感じがしますし、共働きも多くなってきたような感じがします。

そういう中で、若いお母さん方の学びの場、もっとフランクに言えば交流の場というか、そういう場がないと、小学校、中学校に入ってきた段階で何とかしようと思っても、かなり難しいのではないかとこのことを強く感じております。是非、その若い親の学びの場を、今後、県として作っていく必要があるのではないかと感じております。是非お願いしたいなと思っております。

【議長】（平川会長）

ありがとうございました。

【星委員】

親の学びの場の設定ということで、続けさせていただきたいと思えますけれども、そのポイントというかチャンスというか、そういうものを狙うということも一つあるのかなと思います。子どもが生まれた時であるとか、幼稚園や保育所に入園する時、また、小・中学校に入る時というのは、非常に親御さんが子どものことをよく考えるというか、そういうきっかけになるので、そういうチャンスを捉えて、親の学びの場を設定していただければなと思えますし、子育てサロンとか遊び場というのを、あえて今は設定しないと、親御さんが集う場がないということで孤立した子育てになってしまうことがあります。そういうところも整備していただければなと思えます。

学習機会の場は、そういう場所に限らず、例えば、企業等で研修の中に学びの場を設定していくと、父親のみならず、いろいろな立場の方や年齢層の方向けに、今の子育ての現状を分かっていただけの機会になるのではないかと思います。以上です。

【議長】（平川会長）

ありがとうございました。

【今村委員】

女子生徒の場合、10代での妊娠は高校を中退するひとつのきっかけとなっています。高校を中退してしまうと、誰の目にもさらされずにその子が孤独に子育てをする事態を招くことにもなります。教育がやることなのか福祉がやることなのかと言えば、福祉でやることなのかもしれませんが、学校から外れ、若年で子どもを産んだ家庭に対し、生まれてきた子どもが貧困の連鎖に陥らない手厚い支援が何かできないかと考えています。特に、10代の子たちに対して、家庭・地域における教育や生涯学習といった学びの場を提供するなどの対策も示されるべきではないかと思います。

【議長】（平川会長）

ありがとうございました。

学校の学びの場から外れていったような人たちについても、いろいろと目を向けて欲しいというご指摘でございました。

これまでいただきましたご意見については、特に最後のグループのところは、それ以前のグループと相当関わりのある内容になっていたかと思えます。地域や社会といろいろつながってやるということ。「家庭教育」、「協働教育」、「生涯学習」もそうだと思います。「文化・芸術」もまさにそういう中で育まれていくということだと思います。「スポーツ」もそうです。

私の方から最後に一点だけ。私が気にしているのはスマホです。スマートフォンというものに対してどういうふうに取り組んでいくのか。学校によってはいろいろと制限を設けているようなところもありますし、昨日のニュースに出ていましたけれども、兵庫県では県全体でスマホの使用を制

限できる、当然、家庭と一緒にやりながら、ということですが、そういう方向性を出していくとか、あるいは学校によっては、子どもたちにスマホの有用性と問題点を議論させて、自分たちで規制をかけていくとか、いろんなやり方を模索しているとも聞いております。その点で、今回のこの基本計画の中にも、一律というわけには中々いきにくいでしょうけれども、県の基本計画としてはスマホ対策を盛り込むというようなこと自体はあってもいいのかなど。そのようなことも、できるだけ各学校が取り組みやすいように、家庭と地域と協力してという視点を入れていただければと思います。

内容的には相当沢山あって、今日、議論をした、あるいは意見をいただいたのは、県の側が特にいただきたいということで挙げたところに絞られてしまいました。資料1の方には全体の分野が出ていますが、今日の取り上げたもの以外のところでも、当然気になるところがお有りだろうと思いますので、それについてはペーパーでお出しいただきたいと思います。ペーパーですと、どれだけ長く書いていただいても構わないので、そのようなことで対応していただければと思います。

予定の時間も過ぎております。本日、予定した議事は以上ということになります。本日いただいたご意見等を踏まえて、事務局の方では三回目にはもう、たたき台を出さなければいけない、素案をご提示申し上げるということになります。またその素案の段階でいろいろのご意見をいただいて、更に練り上げていくという段取りになります。

次回は5月を予定しているということでございますので、本日は沢山のいろいろなご意見をいただいて、ありがとうございました。事務局としては相当参考になるようなご意見をいただいたのではないかと思います。どうも本日は、ありがとうございました。

【司会】

平川会長、委員の皆様、本日も限られた時間の中で貴重なご意見を賜りまして、大変ありがとうございました。ご案内しておりました時間も過ぎ去ってしまいました。

最後に私から、4のその他でございますが、会長からもお話しはございましたけれども、本日、時間の都合で十分お話しただけなかったご意見等がございましたら、資料の最後の方に用紙をご用意させていただいておりますので、そちらをお使いいただきファックスや電子メールで私どもの方へお送りいただきたいと思っております。

それから、資料の3をご覧くださいと思います。今後のスケジュールを示させていただいております。右の方に教育振興審議会と記載しておりますが、次回は、5月を予定しております。詳細な日程につきましては、改めて平川会長とご相談の上、事務局からできるだけ早くご連絡したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして「第2回宮城県教育振興審議会」を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

以上